

京都市教育委員会教育長訓令甲第13号

教育機関

京都市野外活動施設花背山の家事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条企画運営係の項第16号を削り、同条指導係の項第7号中「教員研修」を「野外活動に関する教員研修」に改め、同項第8号中「社会教育関係団体」を「野外活動に関する社会教育関係団体」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)